○北陸地方整備局告示第九十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上越市名立区名立大町字抜ノ上二二四七番二から同市名立区名立大町字大抜間二五二二番一まで	前	一一・〇〇～一五五・七〇	〇・九二五
	後	一一・〇〇～一五五・七〇	〇・九二五

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
神戸市中央区浜辺通四丁目三〇五番から同市中央区浜辺通五丁目一番五まで	前	二一・九三～四四・二一	〇・〇七〇
	後	二一・九三～四五・八六	〇・〇七〇

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	神戸市中央区浜辺通四丁目三〇五番から同市中央区浜辺通五丁目一番五まで	近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

供用開始の期日　平成平成二十五年十月三十日

○近畿地方整備局告示第二百三十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
京都市伏見区常盤町四〇番地内	前	一八・八〇～一九・六〇	〇・〇三六
	後	一八・八〇～二二・六〇	〇・〇三六

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	京都市伏見区常盤町四〇番地内	近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十月三十日

○近畿地方整備局告示第二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・三・九号西脇山口線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月三十日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県和歌山市大字直川字野田、字須井田及び字足ノ田、大字田屋字高川、字貝原及び字林田、大字府中字川原崎、字前川原、字前嶋、字芝崎及び字丸田並びに大字弘西字川心及び字[illegible]ノ池地内

使用の部分　和歌山県和歌山市大字田屋字高川地内

○近畿地方整備局告示第二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年十月三十日　近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　大和都市計画道路事業三・三・百号西九条佐保線、三・三・六号大宮通り線、三・二・百号三条菅原線及び三・四・百八号大森高畑線

三　事業施行期間　自平成二十五年十月三十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　奈良県奈良市三条添川町、大宮町三丁目及び大宮町四丁目地内

使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月三十日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田字家床前二五七八番一から同町大字持田字高河原三一九四番一まで	前	一〇・六四～二五・四一	〇・六三〇
	後	一三・七〇～二六・三〇	〇・六三〇

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所